

経済産業省 同時発表

令和 2 年 6 月 3 日

総合政策局参事官(国際物流)室

小口保冷配送サービスに関する国際規格 ISO23412 が発行されました ～日本式コールドチェーン物流の海外展開を目指して～

国際標準化機構(ISO)において、我が国が主導し、官民一体となって取組を進めてきた小口保冷配送サービスにおける適切な温度管理を実現するための国際規格が発行されました。今後、小口保冷配送サービスの需要が急速に高まっている ASEAN を中心としたアジア諸国において規格の普及を図ることにより、これらの国々の SDGs達成に貢献するとともに、我が国物流事業者の海外展開をより強力に支援していきます。

1. 背景

経済成長に伴う高所得化が進む ASEAN を中心としたアジア諸国においては、生活様式の多様化や電子商取引(EC)市場の拡大により、食料生鮮品等の一般家庭等への小口保冷配送サービスの需要が高まっています。

しかしながら、一部の国の事業者では温度管理が不十分なサービスが散見され、健康被害や輸送途中での食料廃棄が問題となるほか、消費者や荷主のサービス品質への信頼が得られず、コールドチェーン物流の市場が拡大しにくくなることが懸念されています。

こうした状況を踏まえ、我が国は、平成 29 年 7 月に閣議決定した「総合物流施策大綱(2017 年度～2020 年度)」において、我が国の物流事業者が高まるアジア諸国の物流需要を取り込むために、日本の高品質なコールドチェーン物流サービス等の国際標準化や普及を重要施策の一つとして位置づけ、取組を進めてきました。

2. これまでの取組

我が国では、平成 28 年 3 月以降、「我が国物流システムの国際標準化等の推進に関する連絡検討会」(事務局:国土交通省)において、物流事業者・業界団体・関係省庁が連携し、オールジャパン体制で標準化の検討を進めてきました。さらに、ASEAN 各国との物流政策対話及びワークショップ等を活用し、各国の物流関係省庁、標準化機関等との連携を図った結果、平成 30 年 1 月に ISO において日本提案による新たな委員会(小口保冷配送に係るプロジェクト委員会。議長:根本 敏則[敬愛大学経済学部教授])が設立され、我が国は議長国として、ISO における議論を主導してまいりました。

今般、ISO にて行われた発行の是非を問う最終投票において全会一致で可決され、2020 年 5 月 28 日に ISO23412^{※1}が正式発行されました。

3. 規格の概要

ISO23412 は、輸送過程において積み替えを伴う保冷荷物の陸送配送サービスについて、適切な温度管理を実現するための作業項目を定めています。主な内容は以下の通りです。

- ・ 保冷配送サービスの定義
- ・ 輸送ネットワークの構築
- ・ 保冷荷物の取り扱い
- ・ 事業所、保冷車両、保冷库、冷却剤の条件
- ・ 作業指示書とマニュアル
- ・ スタッフへの教育訓練
- ・ 保冷配送サービスの監視と改善

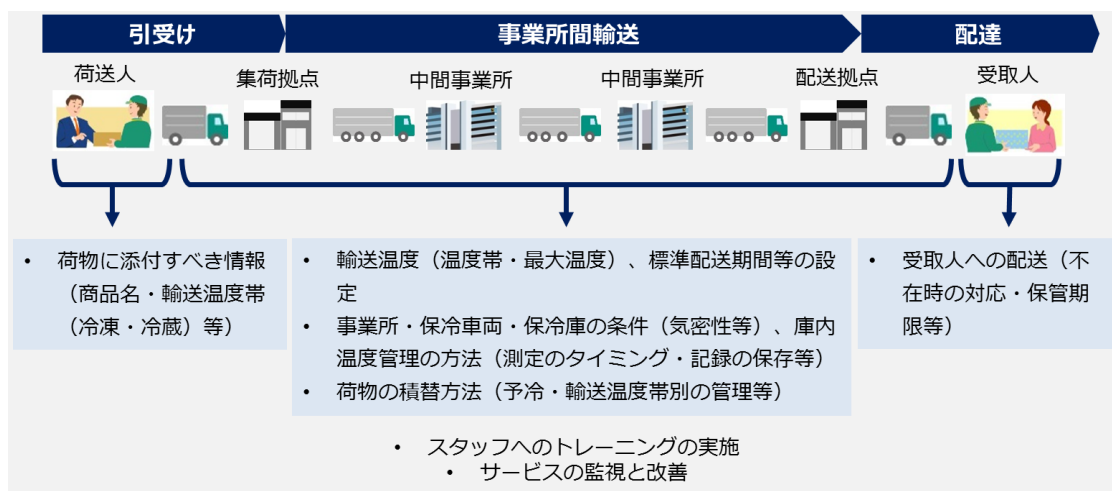


図1: 主な規格内容

4. 期待される効果

本規格が普及することにより、日本の物流事業者の小口保冷配送サービスの品質が適切に評価され、国際競争力が強化されることが期待されます。また、各国における市場の健全な育成と拡大に寄与することが期待されます。国土交通省は、本規格のASEANを中心とするアジア諸国での普及に向け、引き続きオールジャパン体制での取組を行っていきます。

*1 正式名称;

ISO 23412:2020 Indirect, temperature-controlled refrigerated delivery services – land transport of parcels with intermediate transfer

参考

International Organization for Standardization ホームページ

<https://www.iso.org/standard/75468.html>

【お問い合わせ先】

総合政策局参事官(国際物流)室 高橋、大友、木下

代表:03-5253-8111(内線 25404、25427、25425)

直通:03-5253-8800 FAX:03-5253-1559